

滝沢市
パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック



滝沢市

目次

1. 滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	1
2. 制度を利用できる方	2
3. 手続きの流れ	3
4. 届出に必要なもの	4
5. 交付書類	5
6. その他の手続き	6
7. 利用できるサービス	9
8. 自治体間連携について	11
9. Q&A	12

1. 滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

滝沢市では、性別にとらわれることなく、お互いの人権と多様性を尊重し、誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指しています。

この理念を具体化する取組として、令和8年4月から滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

「滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、現在の婚姻制度を利用することができないカップルや生活する環境等において婚姻制度を利用することができないカップルが、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合う関係であることを市長に対し宣誓することができる制度です。

また、宣誓する方に子や親（養子・養親を含む）がいらっしゃる場合、家族として協力し合う関係であることを併せて宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族とともに安心して暮らしていけるように、市が応援するものです。



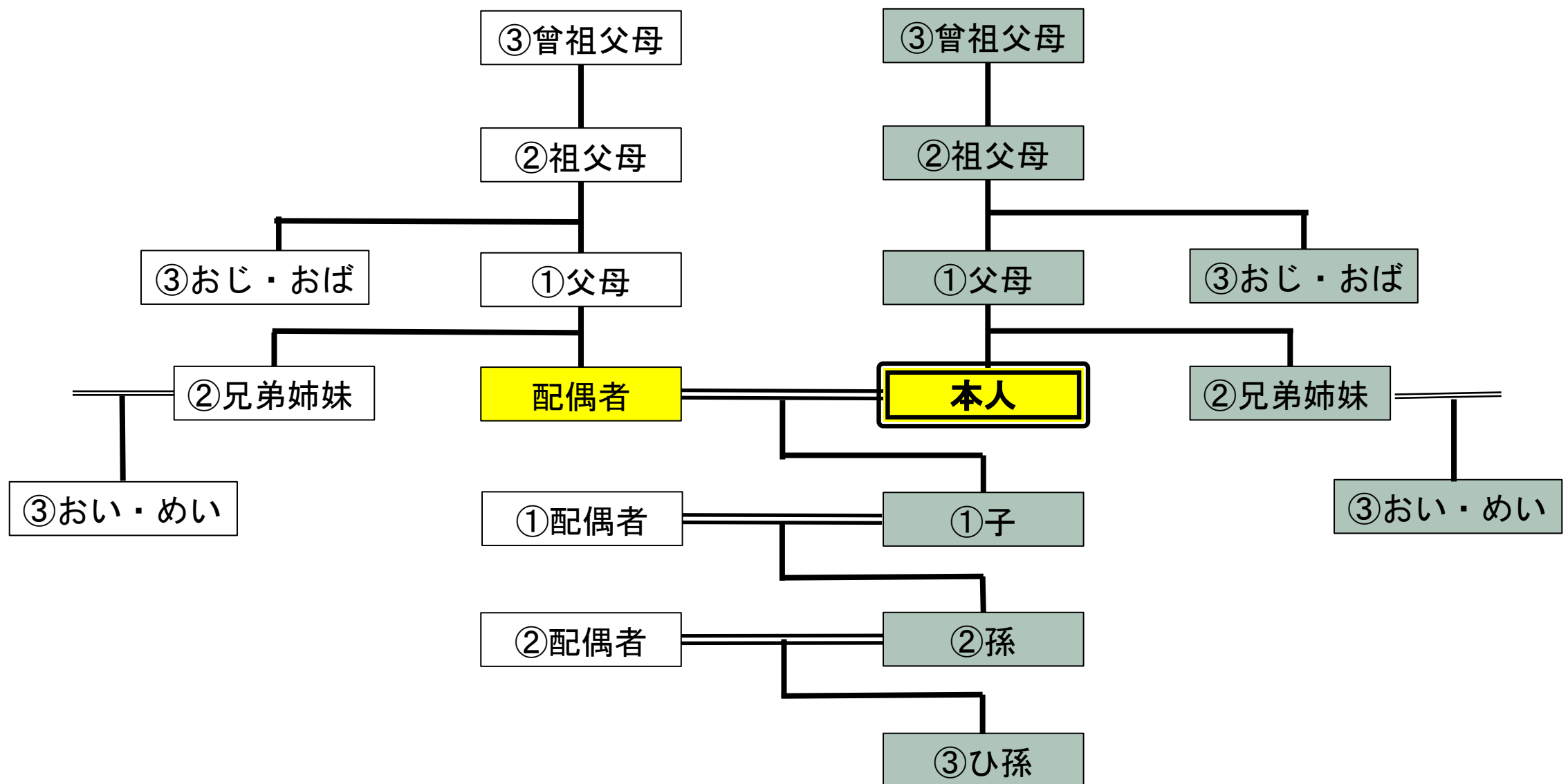
2. 制度を利用できる方

宣誓をされるお二人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した二人の関係であること
- 成人（18歳以上）であること
- 少なくとも一方が市内に居住し住民票があること
（宣誓する日から3か月以内の市内への転入予定を含む）
- 配偶者がいないこと
- 他の人とパートナーシップの関係にないこと
- 民法で定められている近親者でないこと
（下図の関係（続柄）の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。）
- ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子（15歳以上の場合）、親の同意が得られていること（子はパートナーの少なくとも一方と生計を同一にしていること）

姻族

血族



3. 手続きの流れ

要件の確認、書類の準備

要件をご確認の上、必要な書類を準備してください。（2ページ、4ページ参照）

宣誓日の予約

電話又はメールで下記担当までご連絡ください。

事前に必要な書類を提出

宣誓日の10日前までに、下記担当まで郵送又は直接お持ちください。

宣誓日

予約した日時に、本人確認書類（原本）を準備し、お二人そろってお越しください。宣誓書に署名していただきます。（4ページ）

【双方又は一方が市内在住の場合】

当日、受領証等（※）交付
（所要時間30分程度）

【双方とも市外在住（転入予定）の場合】

転入予定受付票交付

市内転入後

転入完了届出書を提出

当日、受領証等（※）交付
（所要時間30分程度）

【受付・お問い合わせ窓口】

滝沢市市民環境部地域づくり推進課
〒020-0692
滝沢市中鶺鴒55

電話：019-656-6506
午前9時から午後5時まで
（土・日・祝・年末年始を除く）

メール：sankaku@city.takizawa.iwate.jp

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
受領書及び受領証カード（5ページ参照）

4.届出に必要なもの

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に際し、必要な書類は以下のとおりです。

【必要書類（事前提出時）】

必要な書類	備考
宣誓届	様式第1号
住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月以内に発行されたもの。 ・ 本籍、個人番号の記載は不要です。 ・ 同一世帯の場合は1通で構いません。
(双方が市外在住の方のみ) 転入予定であることが分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 ※後日、転入後の住民票の写しを提出してください。
戸籍抄本 (本籍地の市町村で取得できます)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象となる子や親も含めたものを取得してください。 ・ 外国籍の方は、配偶者がいないことを証明できる大使館等の公的機関が発行する書面とその日本語訳文が必要です。
(ファミリーシップも宣誓する方のみ) ・ 同意書 ・ 子については生計が同一であることが分かる書類	様式第2号 <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーシップの対象としたい子や親から、本人の自署による同意書をもってください。(病気等で自署が困難な場合は、代筆でも構いません。また、15歳未満の子については、同意書は不要です。) ※制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓をお願いいたします。
(通称名を使用する方のみ) 日常的に通称名を使用していることがわかるもの2点以上	例) 勤務先が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等

【宣誓日（予約し来庁する日）】

必要な書類	備考
宣誓書	様式第3号
本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 例) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ※上記がない場合は、健康保険の資格確認書、年金手帳、介護保険の被保険者証などを2点以上

- 双方とも市外在住の場合、転入後に必要な書類は以下のとおりです。

必要な書類	備考
転入完了申出書	様式第7号
転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入から14日以内に提出してください。 ・ 本籍、個人番号の記載は不要です。 ・ 同一世帯の場合は1通で構いません。
転入予定受付票（宣誓日に交付したもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入予定受付票と引き換えに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを交付します。
本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 例) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ※上記がない場合は、健康保険の資格確認書、年金手帳、介護保険の被保険者証などを2点以上

5. 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第4号）A4サイズ
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するもの
です。お二人に1枚交付します。

(表)

(裏)

様式第4号（第6条関係） 第 号

滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏名 氏名

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日

家族の氏名

滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

滝沢市長 印

(裏)

この受領証の提示を受けられた方へ

本市では、市民一人一人がかげがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を設けています。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓したことを、市として証明するものです。この制度は、法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けられた方は、本制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップとは
互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係、また、そのお二人の子や親が家族として共に暮らしていくことを約束した関係をいいます。
- 2 プライバシーの保護について
他人の性自認（自己の属する性別についての認識）や性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といいます。これは、時に命に関わる重大な人権侵害となる可能性があります。
本制度の利用者のプライバシー保護につきましては、十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

【通称名を使用している場合】
戸籍に記載されている氏名（外国人等は、旅券又は在留カードに記載されている氏名）

通称名 通称名


(戸籍上の氏名) (戸籍上の氏名)

- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第5号）
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する携帯
用カードです。お二人に1枚ずつ交付します。

(表)

(裏)

第 号

 **滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証カード**

滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓日 年 月 日

本人 パートナー

年 月 日生 年 月 日生

年 月 日 滝沢市長 印

戸籍上の氏名(通称名使用の場合) 本人 パートナー

家族の氏名(続柄)

このカードの提示を受けられた方へ

このカードは、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓したことを、滝沢市として証明するものです。この制度は、法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

また、利用者のプライバシーの保護について、十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

6.その他の手続き

受領証等の再交付

受領証等の紛失や破損等による再交付を希望する場合は、再交付申請書を提出してください（郵便可）。

再交付事由	様式	備考
紛失	様式第8号（再交付申請書） ※申請者の本人確認書類を添付してください	再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
毀損、汚損等		再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付してください。引き換えに新しい受領証等を交付します。

新しい受領証等は、窓口での交付又は届け出ている住所へ郵送いたします。郵送での交付を希望する場合は、宛名を記載し、切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を併せて提出してください。また、窓口での交付をご希望の場合は、事前にご連絡の上、本人確認書類をお持ちください。（お一人でのご来庁で構いません。）

届出事項の変更等手続き

届出内容に変更があったときは、届出事項変更届と必要な書類を提出してください（郵送可）。

変更事項	様式	必要な書類 （当初の宣誓届時の説明参照）	受領証の添付
住所	様式第9号 （届出事項変更届） ※申請者の本人確認書類を添付してください	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	不要
戸籍上の氏名		戸籍抄本	要
通称名		通称名を使用していることが確認できる書類	要
子又は親の新たな加入		・対象者の戸籍抄本 ・同意書 ・子については生計が同一であることが分かる書類	要
ファミリーシップ対象者の死亡		戸籍抄本や除籍謄本など死亡が確認できる書類	要

変更後の事項が記載された受領証等は、窓口での交付又は届け出ている住所へ郵送いたします。郵送での交付を希望する場合は、宛名を記載し、切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を併せて提出してください。また、窓口での交付をご希望の場合は、事前にご連絡の上、本人確認書類をお持ちください。（お一人でのご来庁で構いません。）

ファミリーシップからの削除申し立て

ファミリーシップに含まれている15歳以上の子又は親が、ファミリーシップから自分の氏名を削除したい場合は、申立書を提出してください（郵送可）。（15歳未満の子については、満15歳に達した時点で申し立て可能です。）

事由	様式	添付書類
ファミリーシップからの削除申し立て	様式第10号（申立書）	受領証及び受領証カード ※申立者の本人確認書類を添付してください

返還手続き

以下の事由に該当する場合は、返還届を提出してください（郵送可）。また、受領証及び受領証カードを返還いただきますので、一緒にお持ちください。

返還理由	様式	備考
パートナーシップを解消したとき	様式第11号（返還届）※届出人の本人確認書類を添付してください。	お一人での手続きも可能ですが、その場合、相手へ届出を受理したことを通知します。
宣誓者の一方が死亡したとき		ファミリーシップに子又は親の氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子又は親が希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。（その場合は返還届ではなく、様式第9号「届出事項変更届」を提出してください。）
宣誓者の双方が市外に転出したとき		転勤、親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外に移動される場合は除きます。
その他届出の要件を満たさなくなったとき		

※返還された受領証等が必要な方はお申し出ください。無効処理後にお返しします。

※返還され無効となった受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

宣誓が無効となる場合

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効とします。

- 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- 宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- （双方とも転入予定として宣誓をした後）宣誓日から3か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
- 受領証等の不正使用（受領証等の複製、改ざん等を含む）や濫用、公序良俗に反する使用が発覚したとき

※無効となった場合、受領証及び受領証カードを返還してください。

※無効となった受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

7.利用できるサービス

●利用可能な主な行政サービス

【パートナーに代わり、手続きや相談ができるもの】

制度・サービス名	注意事項	受領証等の提示(※)	担当課・問い合わせ先
住民票の交付申請	同一世帯の者は委任状不要	不要	市民課 (019-656-6512)
戸籍証明書の交付申請	直系親族と配偶者は委任状不要	不要	市民課 (019-656-6512)
印鑑登録・証明書の交付申請	代理登録は委任状と本人へ文書照会が必須、証明書取得は印鑑登録証があれば代理可能	不要	市民課 (019-656-6512)
税証明の交付申請（固定資産に関する証明を除く）	同一世帯であれば取得可能、同一世帯以外は委任状があれば取得可能	不要	税務課 (019-656-6570)
市税の減免申請		不要	税務課 (019-656-6570)
住民税の申告		不要	税務課 (019-656-6570)
身体に障害がある人などの軽自動車税（種別割）の減免申請		不要	税務課 (019-656-6570)
納税相談	本人以外からの相談は原則委任状が必要	不要	収納課 (019-656-6573)
り災証明書（火災以外）の申請		不要	税務課 (019-656-6571)
り災証明書（火災）の申請	本人以外からの申請は本人からの委任又は委任状が必要	不要	滝沢消防署 (019-687-5119)
保育所の入所申請		要	子育て課 (019-656-6520)
幼児教育・保育無償化の申請		要	子育て課 (019-656-6520)
母子健康手帳の申請	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請が可能	不要	こども家庭センター (019-656-6526)
各種健（検）診の申込		不要	健康づくり課 (019-656-6527)
要介護認定の申請		不要	高齢者福祉課 (019-656-6521)
介護サービスの利用申請		不要	高齢者福祉課 (019-656-6521)
介護保険関係書類の送付先変更		不要	高齢者福祉課 (019-656-6521)
介護保険被保険者証再交付		不要	高齢者福祉課 (019-656-6521)
要介護認定申請の取り下げ		不要	高齢者福祉課 (019-656-6521)

制度・サービス名	注意事項	受領証等の提示（※）	担当課・問い合わせ先
障がい者サービスの利用申請		不要	地域福祉課 (019-656-6517)
災害時の安否情報の提供		不要	地域福祉課 (019-656-6516)
耕作証明書の交付申請		不要	農業委員会 (019-656-6595)

【パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を家族とみなして利用できるもの】

制度・サービス名	注意事項	受領証等の提示（※）	担当課・問い合わせ先
両親学校などへの参加		不要	こども家庭センター (019-656-6526)
生活保護の申請・受給		不要	生活福祉課 (019-656-6518)
救急車への同乗		不要	滝沢消防署 (019-687-5119)
市営住宅への入居		不要	都市政策課 (019-656-6542)
滝沢市空き家住宅支援事業補助金の申請	住民票による同居状況の確認が必要	不要	都市政策課 (019-656-6542)
滝沢市移住支援補助金の申請	同一世帯であればパートナーシップ等宣誓の有無は問わない	不要	若者活躍推進室 (019-656-6536)
滝沢市立湖山図書館個人貸出カードの交付		要	湖山図書館 (019-687-2222)

※「受領証等の提示」欄が「要」のサービスは、「受領証又は受領証カード」を提示し、利用してください。

※「受領証等の提示」欄が「不要」のサービスは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の有無に関わらず、各サービスの所定の要件を満たしていれば利用できます。

※詳しい要件等については、各担当課にご相談ください。また、ここに掲載のないサービスについても、状況に応じてご利用できる場合がありますので、お問い合わせください。

8.自治体間連携について

岩手県内自治体間連携の開始により、県内連携自治体間で住所を異動する場合は、異動に伴う手続きの一部を省略できるようになりました。

(1) 滝沢市から転出する場合

滝沢市から岩手県内のパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入している他の自治体へ転出し、転入先の自治体で継続の手続きを行う場合、転入先の自治体が定める宣誓要件を満たしていれば、滝沢市への受領証等の返還手続きは必要ありません。滝沢市が交付した受領証等は、転入先自治体で継続手続きを行う際に必要です。

なお、転入先での手続きは自治体により異なりますので、事前に各自治体のホームページ等でご確認ください。

(2) 滝沢市に転入する場合

岩手県内の連携自治体から滝沢市へ転入し、制度の継続要件を満たしている場合は、滝沢市で継続手続きを行うことで、新たに滝沢市の受領証等が発行されます。

ただし、連携自治体からの転入であっても、滝沢市における宣誓要件を満たさない場合は本制度の対象になりません。

〈継続申告の流れ〉

宣誓の要件を確認し、以下の必要書類を提出してください（郵送可）。

- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第12号）
- ・ 転出元自治体で交付された「パートナーシップ宣誓書受領証」等
- ・ 滝沢市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・ （郵送での証明書交付を希望する場合）宛名を記載し、切手を貼付した返信用封筒（角形2号）

※新しい受領証等の交付には数日かかります。

〈手続き・郵送先〉

滝沢市市民環境部地域づくり推進課

〒020-0692

滝沢市中鶴飼55

〈留意事項〉

転出元の自治体へ、滝沢市で受領証等を新たに交付した旨を通知するとともに、転出元の自治体から交付された受領証等の原本を送付します。

継続手続きが完了した後は、滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱が適用されます。

9.Q&A

No.	Q & A	
1	滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とはどのようなものですか。	<p>現行の婚姻制度を利用できない（又は利用しない）お二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合う関係であることを市長に対し宣誓することができる制度です。（パートナーシップ）</p> <p>パートナーのお子さんや親御さんとの家族としての関係性についても、併せて宣誓することができます。（ファミリーシップ）※ご本人の同意が必要です。</p> <p>宣誓書を受領した場合、市は「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」等を交付します。</p>
2	なぜ制度を導入するのですか。	<p>滝沢市は、誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指しています。現行の婚姻制度を利用できず、不便や生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、多様な生き方が尊重される取組が広がっていくことを期待しています。</p>
3	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は婚姻制度とどう違うのですか。	<p>婚姻は法律に基づくもので、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など様々な権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の内部規程に基づくもので、婚姻のような法的効力は発生せず、戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。</p>
4	対象は同姓パートナーだけですか。	<p>宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。例えば、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルや、事実婚の男女カップルも対象となります。</p>
5	パートナーシップとは具体的にどのようなことですか。	<p>必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとし、責任を持って協力し合い、継続的に経済面、生活面、精神面等で支え合うことなどを指します。</p>
6	交付された受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。	<p>使用できません。この制度は、お二人が互いにパートナー関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、市が宣誓書を受領した事実を証明するものです。</p>
7	宣誓することによるメリットは何ですか。	<p>市からの受領証等の交付による安心感や、これまで受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お二人や、お子さん、親御さんとの関係性を説明しやすくなることなどがメリットとして挙げられます。</p>
8	子や親も対象とするのはなぜですか。	<p>婚姻のできないお二人が、その関係を説明し難いことに起因する困難は、お二人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、子の保育園送迎や通院介助等を、パートナーが行うことなどが考えられます。</p> <p>このような場面で説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、お子さんや親御さんについても受領証等に氏名を記載できるようにしたものです。</p>
9	外国籍の方も利用できますか。	<p>外国籍の方も利用できます。大使館等が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。</p>
10	外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。	<p>日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができません。</p>

No.	Q & A	
11	パートナーと養子縁組をしていても宣誓できますか。	お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ宣誓が可能です。性的マイノリティの方の中には、同性カップル等で婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいますが、その状況を考慮したものです。
12	なりすましなどの悪用をされませんか。	住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、受領証等交付時には、宣誓するお二人にお越しいただき、本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。万が一、悪用等が判明した場合には、宣誓を無効とするほか、無効となった交付番号をホームページ等で公開します。
13	どんなサービスが受けられますか。	市のサービスでは、従来から市営住宅の入居などにおいて、パートナーシップ関係にある方々を家族として同様に扱ってきました。今後は、他のサービスにおいても同様の扱いができるよう、順次見直しを進めてまいります。 民間サービスにおいては、それぞれの事業者の判断に委ねられますが、全国の取組例を見ますと、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローン手続きなどにおいて配慮されるケースが見受けられます。 また、利用できるサービスについては、市ホームページ等で随時情報更新してまいります。
14	受領証・受領証カードに有効期限はありますか。	有効期限はありません。
15	同居していないと制度を利用できませんか。	同居は制度利用の必須条件ではありません。パートナーの少なくとも一方が市内に在住しているか、又は転入予定であれば、制度を利用できます。
16	ファミリーシップの要件は何ですか。	お子さんについては、パートナーの双方又は一方との養育関係にあることを基本とします。（同居し世話をしているお子さんや、市外に進学し仕送りをしているお子さん等。） 親御さんについては、住所や生計が同一であることを問いません。詳しくはご相談ください。
17	子や親の承諾は必要ですか。	ファミリーシップの宣誓をしようとする子や親については、家族で十分相談した上で、15歳以上の方については自署の同意書が必要です。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより削除が可能です。（15歳未満の方は、15歳に達した以降に申し立てができます。）
18	プライバシーは守られますか。	宣誓に際しては、ご希望に応じて個室をご用意することが可能ですのでご相談ください。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合があります。 また、宣誓があったことやその内容については、受付担当部署のみで適切に管理し、他部署に情報提供することはありません。
19	宣誓書等の記入は代筆でもよいですか。	文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。
20	通称名は使用できますか。	性別違和等の理由がある場合には、通称名を使用することができます。受領証等には、裏面に戸籍名を記載します。
21	パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合はどうすればよいですか。	返還届をご提出の上、受領証等をご返還ください。

No.	Q & A	
22	市外に転出する場合はどうすればよいですか。	お二人とも市外へ転出する場合は、返還届をご提出の上、受領証等をご返還ください。ただし、転勤、親の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外に移動される場合は返還届は不要です。
23	転出先では受領証等を引き続き使うことはできないのですか。	この制度は自治体ごとに定めたものですので、転出先で引き続き使うことはできません。転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は、改めて手続きが必要です。ただし、滝沢市と連携を行っている自治体に転出される場合は、転出先で継続手続きを行うことで、制度を継続利用できる可能性があります。詳細については転出先の自治体にお問い合わせください。
24	事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。	当日スムーズに受領証等をお渡しするため、宣誓日（受領証等交付予定日）の事前予約と10日前までの書類提出をお願いしています。
25	郵送での手続きはできますか。	事前の宣誓書類の提出は、郵送でも可能です。ただし、受領証等の受取りの際は、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓者お二人でご来庁ください。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
26	代理人による手続きはできますか。	原則として代理人による手続きはできません。ただし、病気等のご事情で困難な場合は、事前にご相談ください。
27	ファミリーシップの対象にする子ともや親も、手続きに連れて行く必要がありますか。	ぜひ、一緒にお越しください。ただし、いらっしゃることをファミリーシップ宣誓の要件とするものではありません。ファミリーシップの宣誓にあたっては、ご家族とよくご相談の上、15歳以上の方からは同意書をもらってください。
28	宣誓に費用はかかりますか。	費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類（住民票や戸籍抄本等）の交付手数料などは、自己負担となります。
29	土日など、休みの日に予約することはできますか。	申し訳ございませんが、宣誓の受付や受領証等の交付は、土日祝日や年末年始を除く午前9時から午後5時までとなります。どうしても難しい場合はご相談ください。
30	宣誓書類はどこで手に入れることができますか。	滝沢市ホームページから必要な書類をダウンロードできます。また、滝沢市地域づくり推進課（市役所本庁舎2階）に準備しています。
31	受領証等を紛失したらどうすればよいですか。	受領証等を紛失したり、破損や汚損した場合、再発行申請ができます。様式第8号「再交付申請書」を提出してください。

滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ガイドブック
(第1版)

令和8年4月発行

滝沢市市民環境部地域づくり推進課

〒020-0692 滝沢市中鶴飼55

TEL : 019-656-6506

Email : sankaku@city.takizawa.iwate.jp